附　則

（施行期日）

一　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二　この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、通信設備以外の設備のうち四〇・四六ＭＨｚの周波数を利用する高周波ウェルダーから一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度（一マイクロボルトを〇デシベルとする。次項において同じ。）の準尖頭値の許容値は、四〇・四六ＭＨｚ（±）一二四〇ｋＨｚの周波数帯（第一項第三号に掲げるものを除く。）において、九四デシベルとする。

三　この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、四〇・四六ＭＨｚの周波数の利用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四ＭＨｚの周波数を利用する高周波ウェルダーから一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の準尖頭値の許容値は、四一・一四ＭＨｚ（±）一二四〇ｋＨｚの周波数帯において、九四デシベルとする。

○総務省告示第三百九十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号(8)、第十二号(8)、第十三号(7)、第十四号(8)及び第十五号(7)並びに別表第八号第１の３並びに無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第二項の規定に基づき、通信設備以外の設備の交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法等を次のように定める。

なお、平成二十七年総務省告示第二百十号（超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）及び平成二十七年総務省告示第二百十一号（通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）は廃止する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

第一　用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　供試装置　交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定の対象となる通信設備以外の設備をいう。

二　関連装置　供試装置を動作させるために必要な装置（当該供試装置の一部を構成するものを除く。）をいう。

三　相互接続ケーブル　供試装置と関連装置との間を接続し、又は関連装置と関連装置との間を接続するケーブルをいう。

四　供試装置の境界　測定の配置において、供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルの全てがその中に含まれる仮想的な最小の鉛直円柱をいう。ただし、供試装置がロボットであり可動部がある場合は、可動部及びその可動範囲は供試装置の境界に含まない。

五　床置型装置　通常の使用状態において、床に設置して使用する供試装置をいう。

六　卓上型装置　通常の使用状態において、卓上に設置して使用する供試装置をいう。

七　手持型装置　通常の使用状態において、使用者が手に持って使用する供試装置をいう。

八　電波半無響室　室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。

九　電波全無響室　室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。

十　サイト挿入損　信号発生器の出力と測定用受信機の入力とを直接接続したものを、試験場の定められた場所に同一偏波で配置された送信空中線と受信空中線に置き換えた場合の空中線間の伝搬損失をいう。

十一　サイトアッテネーション　信号発生器の出力と測定用受信機の入力とを直接接続したものを、同一偏波で配置された送信空中線と受信空中線に置き換えた場合の最小の空中線間の伝搬損失をいう。

第二　測定方法

一　交流電源端子における妨害波電圧の測定方法

1　交流電源端子における妨害波電圧の測定機器及び試験場は、次のとおりとすること。

(1)　大地面を持つ試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

(2)　第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を用いて測定すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において、供試装置を正常に動作させることができないときは、第三の三に定める条件を満たす電圧プローブを用いて測定すること。

(3)　手持型装置は、第三の五に定める条件を満たす擬似手を用いて測定すること。

2　交流電源端子における妨害波電圧の測定において、供試装置及び測定に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

(1)　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波の強度が最大となるよう構成及び配置を変化させること。

(2)　床置型装置は、基準大地面の上に15㎝以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

(3)　床置型装置以外の供試装置は、高さ40㎝又は80㎝の絶縁支持台の上に置き、基準大地面から40㎝の位置に配置すること。

(4)　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離が80㎝（±）８㎝となるように配置すること。

(5)　供試装置は、関連装置及び金属大地面以外の金属面から少なくとも80㎝離して配置し、関連装置は、金属大地面及び他の関連装置以外の金属面から少なくとも80㎝離して配置すること。

(6)　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、擬似電源回路網を通じて接続し、複数の交流電源端子を持つ場合は、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において、供試装置を正常に動作させることができないときは、擬似電源回路網を用いずに試験場の電源に直接接続すること。

(7)　供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40㎝を超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

(8)　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において40㎝を超えない長さに前後に束ねること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。